

地域の身近な相談役

# 民生委員・児童委員が 一斉に改選されます

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980



現在の民生委員・児童委員および主任児童委員の任期は、令和4年11月30日までとなっています。これに伴い、全国一斉に改選の手続きが進められます。

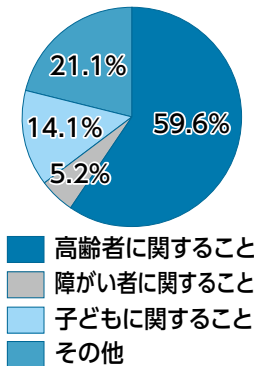
地域福祉の充実を図るため、候補者の情報提供などに協力ください。

## 民生委員・児童委員とは

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な手助けを行い、社会福祉の増進に努めています。

児童福祉法の定めで、民生委員は、同時に児童委員も担いますので、両方の立場を示す「民生委員・児童委員」として厚生労働大臣から委嘱されます。

令和2年度相談・支援の状況



## 主任児童委員とは

主任児童委員は、児童の福祉に関する行政機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助や協力を行っています。

## 委員の任期・活動内容は

新しい委員の任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。

### 【委員の具体的な活動】

- ・相談支援活動
- ・調査活動
- ・活動の記録および報告
- ・地域福祉活動
- ・生活福祉資金貸し付け事業の申し込み手続き
- ・募金活動への協力など

## 【委員は身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役】

委員は、自らも地域住民の一員として見守り活動を行い、相談者が必要な支援を受けられるよう、専門機関との「つなぎ役」になります。委員には守秘義務があり、相談者の秘密は守られます。

## 5月12日(木)は 民生委員・児童委員の日

5月12日(木)は、「民生委員・児童委員の日」に定められていて、委員活動の充実を推進しています。



## 委嘱・改選手続きなどの流れ

民生委員・児童委員は、都道府県知事の推薦に基づいて、厚生労働大臣が委嘱する特別職の公務員です。

また、民生委員・児童委員は、地域コミュニティの中心的な役割を担うため、地域福祉活動に密接な関わりを持つ自治公民館の単位で構成する推薦準備会から推薦されます。

